

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営住宅入退去及び収入・収納管理台帳	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部財産管理課住宅・財産活用係	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅への入退去及び収入確定・家賃決定・収納状況の把握に利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7障害の状況、8同居者、9続柄、10扶養関係、11職業、12収入状況、13課税・納税状況、14公的扶助、15住宅使用料、16共同施設使用料、17駐車場使用料、18敷金、19金融機関・口座番号、20入居・異動事由、21異動年月日、22連帯保証人、23緊急連絡人	
記録範囲	市営住宅入居者、連帯保証人及び緊急連絡人	
記録情報の収集方法	本人から申請・届出、契約書、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること	
記録情報の経常的提供先	広島県ビルメンテナンス協同組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三次市総務部総務課行政係	
	（所在地）〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をするこ		

とができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地籍簿・地籍調査票	
行政機関等の名称	三次市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部財産管理課用地地籍係	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査事業を実施するため、土地所有者及び権利者を特定する。	
記録項目	1識別番号等、2氏名、3性別、4住所、5電話番号、6家族状況、7親族関係、8居住関係、9債権・債務	
記録範囲	地籍調査事業に係る土地所有者・相続権者・債権者・管理者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、市長の職権	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三次市における実施機関内部、国の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三次市総務部財産管理課用地地籍係	
	(所在地) 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目に調査上の誤りがある場合、国土調査法第 17 条第 2 項により申し出ることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当無し	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	

備考	
----	--